

## 東京医療保健大学大学院医療保健学研究科学位授与に関する細則

この細則は、東京医療保健大学大学院学則及び東京医療保健大学学位規程に基づき、大学院医療保健学研究科修士課程及び博士課程における学位授与に関し、必要な事項を定めるものである。

### 【修士課程：論文コース】

#### 1. 学位授与の要件

2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、修士の学位論文審査（研究演習Ⅱ）に合格しなければならない。

#### 2. 学位の専攻分野の名称

修士（看護マネジメント学） Master of Science in Nursing Management

修士（感染制御学） Master of Science in Infection Prevention and Control

修士（医療栄養学） Master of Science in Medical Nutrition

修士（医療保健情報学） Master of Science in Healthcare Informatics

修士（助産学） Master of Science in Midwifery

修士（周手術医療安全学） Master of Science in Perioperative Healthcare Safety

修士（滅菌供給管理学） Master of Science in Sterile Supply Management

修士（看護実践開発学） Master of Science in Innovative Nursing Practice

#### 3. 学位論文の審査体制

「東京医療保健大学大学院医療保健学研究科論文審査員に関する細則」に基づき、論文審査員を決定する。

#### 4. 学位論文の審査方法

学位論文の申請を受理した後、論文審査員は学位論文の審査を行い、主査は五反田事務部に「論文審査結果報告書」を提出する。

学部・研究科運営会議は上記報告書に基づき審議を行い、学位授与の可否を決定する。

### 【修士課程：高度実践コース】

#### 1. 学位の授与

2年以上在学し、所定の科目について55単位以上を修得するとともに、必要な研究指

導を受け、課題研究論文の審査（課題研究Ⅱ）に合格しなければならない。

## 2. 学位の専攻分野の名称

修士（プライマリケア看護学） Master of Science in Primary Care Nursing

## 3. 学位授与の申請

主担当教員は1. の学位授与の要件を満たした学生一覧を「単位認定者報告書」にまとめ五反田事務部に提出する。

学部・研究科運営会議は上記報告書に基づき審議を行い、学位授与の可否を決定する。

## 4. 特定行為に係る看護師の研修制度の指定研修修了及び修了証の交付

医療保健学研究科特定行為研修管理委員会において修了認定を行い、修了証を交付する。（一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会の診療看護師（NP）資格認定試験の受験資格を授与）

### 【博士課程】

## 1. 学位の授与

3年以上在学し所定の科目について10単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、博士の学位論文審査（特別研究Ⅲ）に合格しなければならない。

## 2. 学位の専攻分野の名称

博士（看護学） Doctor of Philosophy in Nursing

博士（感染制御学） Doctor of Philosophy in Infection Prevention and Control

博士（周手術医療安全学） Doctor of Philosophy in Perioperative Healthcare Safety

## 3. 学位論文の審査体制

「東京医療保健大学大学院医療保健学研究科論文審査員に関する細則」に基づき、論文審査員を決定する。

## 4. 学位論文の審査方法

学位論文の申請を受理した後、論文審査員は学位論文の審査を行い、主査は五反田事務部に「論文審査結果報告書」を提出する。

学部・研究科運営会議は上記報告書に基づき審議を行い、学位授与の可否を決定する。

附則 この細則は令和6年4月1日から施行する。